

愛川町行政改革大綱

第4次改訂版

平成21年度～平成23年度

神奈川県愛川町

目 次

I 基本的な考え方

1 「行政改革大綱第4次改訂版」策定の背景と目的	-----	1
2 計画期間	-----	1
3 推進体制と進行状況の公表	-----	1

II 重点取組項目

1 事務事業の見直し	-----	2
2 民間活力の導入	-----	2
3 組織・定員の適正化	-----	2
4 財政の健全化	-----	2
5 町民と協働のまちづくりの推進	-----	2

III 改善項目一覧

IV 改善実施計画

I 基本的な考え方

1 「行政改革大綱第4次改訂版」策定の背景と目的

少子高齢社会の到来、住民のニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の急激な変化の中で、地方公共団体においては、変化に対応した簡素で効率的な行政運営の下、質の高いサービスを提供することが求められています。

こうした中、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が総務省から示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組みを明示した「集中改革プラン」を公表しました。

また、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行革推進法」という。）」が施行され、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「市場化テスト^{*1}法」という。）」が施行されるなど、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、行革推進法及び市場化テスト法を踏まえ、平成18年8月に「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示され、地方公共団体にはなお一層の行政改革の推進が求められています。

本町では平成8年度に「愛川町行政改革大綱」を策定し、以後3年ごと3度にわたる改訂版の策定とその推進により一定の成果を挙げ、職員一人ひとりの自覚と意識改革も図られてきています。

こうしたことから、「愛川町自治基本条例」の理念の下、「協働^{*2}型まちづくり」を推進しながら、これからも時代の変化を敏感にとらえ、効率的で質の高い町民本位の行政運営を実現するため、第4次改訂版を策定しました。

第4次改訂版では、5つの重点取組項目を掲げ、これらを積極的かつ着実に実践し、より効率的で無駄のない行政運営を推進してまいります。

2 計画期間

計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

3 推進体制と進行状況の公表

推進にあたっては、町長を本部長とする「行政改革推進本部」を主体とし、改善実施計画に基づき全庁を挙げて取り組みます。

また、改善実施計画の進行状況は、「行政改革推進委員会」に随時報告し、意見や提言をいただくとともに、公表をしていきます。

Ⅱ 重点取組項目

1. 事務事業の見直し

急激な変化と先行き不透明な情勢の下、限りある人員、限りある財源、限りある資源を最大限に活用しつつ、時代の変化に迅速かつ的確に対応する必要があります。

そのため、民間の経営感覚や発想、視点を取り入れた「スピード」「コスト」「成果」を重視した簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政評価などの手法を用いながら、あらゆる事務事業の徹底した見直しを行い、質の高い行政サービスの向上に努めます。

2. 民間活力の導入

「民間にできることは民間に」の理念の下、行政が直接実施するより、一層効果的、効率的にできる専門事業や定型的業務、民間と競合する事務事業などについては、行政と民間の役割を見直し、費用対効果を勘案しながら、指定管理者制度^{※3}の導入や民間委託を進めます。

3. 組織・定員の適正化

地方分権の進展など町政を取り巻く環境変化の中で、複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するため、常に簡素で合理的な組織・機構の見直しを行います。

また、適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化をはじめ、行政を担う職員の意識改革や能力開発などに取り組み、資質の向上に努めます。

4. 財政の健全化

地方財政は大変厳しい状況にあります。将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するため、自主財源の確保や受益者負担の適正化による歳入の確保を図るとともに、補助金の見直しや徹底した経費の節減による歳出の削減に取り組み、中長期的な財政の健全性の維持に努めます。

5. 町民と協働のまちづくりの推進

地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、自治基本条例の理念に沿って町民の町政への参加意欲や能力を最大限に活かすとともに、NPO^{※4}やボランティア団体などの育成・支援により町民公益活動を促進します。

また、持続的に発展できる町政を実現するため、行政と町民の適切な役割分担に基づくパートナーシップを確立し、町民と共に築く町政を推進します。

[用語説明]

※1 市場化テスト

国や地方公共団体が自ら実施する公共サービスをなるべく民間に委ね、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者の間または民間事業者間で入札によりこれを実施する者を決定する手続き。

※2 協働

町、町民、町民活動団体及び事業者がお互いの役割や特性を尊重し、共通する目的を実現するために、相互理解のもとで協力して行動すること。

※3 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間法人、NPO法人などの団体に包括的に代行させることができる制度。

※4 NPO

(Non Profit Organization) 民間非営利団体のことで、営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

Ⅲ 改善項目一覧

1. 事務事業の見直し

項目No.	改善項目	ページ
1	各種計画策定の見直し	6
2	町発行印刷物作成の見直し	6
3	行政評価制度・外部評価の推進	7
4	各種イベント・大会・表彰式等の見直し	7
5	任意団体事務局の在り方を見直し	7
6	低公害車両導入の推進	7
7	かわせみ広場の見直し	8
8	各種相談員・指導員等を見直し	8
9	ごみ処理広域化の推進	8
10	電子申請・届出システムの推進	8
11	町ホームページ等を見直し	9
12	町内循環バスの検証	9
13	休日・夜間窓口サービスの研究	9

2. 民間活力の導入

項目No.	改善項目	ページ
14	指定管理者制度の推進	9
15	保育業務の委託化の検討	10
16	ごみ収集業務の委託化の検討	10
17	し尿処理業務の委託化の検討	10
18	事務事業の外部委託化の推進	10

3. 組織・定員の適正化

項目No.	改善項目	ページ
19	組織・機構の見直し	11
20	定員適正化への取組み	11
21	職員研修の充実	11
22	人事評価制度の導入	11
23	機能別消防団員制度の研究	12
24	消防組織広域化の検討	12

4. 財政の健全化

項目No.	改善項目	ページ
25	経常的事務経費の削減	12
26	町税等収納率の向上	13
27	補助金等の見直し	13
28	有料広告掲載制度の推進	13
29	公共用空地の有効活用	13
30	使用料・手数料の見直し	14
31	外部監査制度の研究	14
32	報酬・給与の適正化	14
33	減免基準の見直し	14

5. 町民と協働のまちづくりの推進

項目No.	改善項目	ページ
34	町政への住民参加の推進	15
35	行政サポーター制度の検討	15
36	NPO・ボランティア団体の育成	15
37	違反屋外広告物除却協力員制度の推進	15

IV 改善実施計画

各改善項目の取組みは、改善プログラムに沿って進めます。なお、改善プログラム欄の矢印の種類は、次のように分けています。

* 期間中を通して継続的に実施 —————→

* 検討、研究、随時実施 -----→

- ・ 検討とは、すでに第3次改訂版や担当部局での研究を経ているもので、各改善項目の実施や見直しに向けて具体的な方策を定めることをいいます。
- ・ 研究とは、今回新たに改善項目として掲げたもので、検討に向けて調査・分析をすることをいいます。
- ・ 随時実施とは、可能な部分から実施するものをいいます。

1. 事務事業の見直し

No.1 各種計画策定の見直し

担当課	企画政策課、行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	各種計画の策定にあたり、総合計画との連携や計画間の調整を強化する。また、住民が理解しやすいコンパクトな構成とするなど、計画書の内容についても精査する。	21 年度	22 年度	23 年度
		 → 継続実施		

No.2 町発行印刷物作成の見直し

担当課	行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	町で発行している各種印刷物について、配布先を精査し、過大な量の印刷をしないよう見直す。	21 年度	22 年度	23 年度
		 → 継続実施		

No.3 行政評価制度・外部評価の推進

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	行政評価制度 ^{※5} の試行を重ねながら制度構築を進め、併せて制度の透明性・客観性を高めるため、行政改革推進委員会による外部評価 ^{※6} の推進を図る。	21年度	22年度	23年度
		検討・継続実施 ----->		

※5 行政評価制度：施策及び事務事業について、客観的な数値（成果指標等）を用いて有効性や効率性を評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度。

※6 外部評価：行政評価制度の透明性・客観性の向上を図る目的として、第三者の視点から評価するもの。

No.4 各種イベント・大会・表彰式等の見直し

担当課	行政推進課、イベント等を担当する課	改善プログラム		
内 容	町の主催や他団体と共催している各種のイベント等について、行政評価制度を用いて見直しをする。	21年度	22年度	23年度
		検討・継続実施 ----->		

No.5 任意団体事務局の在り方の見直し

担当課	行政推進課、団体事務局を担当する課	改善プログラム		
内 容	町が事務局をしている任意団体について、事務の統廃合や事務配分の見直し等を行う。	21年度	22年度	23年度
		見直し	実施	

No.6 低公害車両導入の推進

担当課	企画政策課、管財契約課	改善プログラム		
内 容	環境への負荷軽減のため、低公害車両の導入を推進する。	21年度	22年度	23年度
		継続実施 ----->		

No.7 かわせみ広場の見直し

担当課	生涯学習課	改善プログラム		
内 容	学校の放課後の時間帯に、小学校児童を対象に各区の児童館や公民館を開放し実施しているかわせみ広場 ^{※7} について、在り方の見直しをする。	21年度	22年度	23年度
		見直し	実施	

※7 かわせみ広場：小学生児童を対象に、遊びを通じた地域における異年齢児間の交流を促進することにより、連帯性、協調性、責任感等を養うとともに、安全な育成の場を確保するため各区の児童館や地域公民館を開放し実施している児童健全育成事業。

No.8 各種相談員・指導員等の見直し

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	行政施策を推進するため設置している相談員・指導員・推進員について、設置目的や必要性について検証し、所期の目的を達成したものや、時代の変化とともにその役割や効果が薄れたものについて見直しをする。	21年度	22年度	23年度
		見直し	隨時実施 ----->	

No.9 ごみ処理広域化の推進

担当課	環境課	改善プログラム		
内 容	厚木愛甲環境施設組合と厚木市・愛川町・清川村で策定したごみ処理広域化実施計画に基づき、3市町村のごみの共同処理に向けた事業の推進を図る。	21年度	22年度	23年度
			継続実施 ----->	

No.10 電子申請・届出システムの推進

担当課	行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	公的個人認証の普及を推進するとともに、電子申請・届出の取扱種類拡大、電子交付、手数料の電子決済等の研究を進める。	21年度	22年度	23年度
			継続実施 ----->	

No.11 町ホームページ等の見直し

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	町ホームページの更なる充実を図るとともに、携帯電話用ホームページの見直しを行う。	21年度	22年度	23年度
				随時実施

No.12 町内循環バスの検証

担当課	企画政策課、住民課	改善プログラム		
内 容	平成20年10月に再編し、実証運行を開始した町内循環バスについて、随時調査・検証を行う。	21年度	22年度	23年度
				継続実施

No.13 休日・夜間窓口サービスの研究

担当課	住民課、窓口業務を担当する課	改善プログラム		
内 容	住民サービスの充実を図るため、本庁舎等の窓口開庁時間、休日開庁の在り方を研究する。	21年度	22年度	23年度
				研究・随時実施

2. 民間活力の導入

No.14 指定管理者制度の推進

担当課	行政推進課、公の施設を有する課	改善プログラム		
内 容	直営施設における指定管理者制度の導入に向けて検討を進め、可能な施設から随時導入する。	21年度	22年度	23年度
				検討・随時実施

No.15 保育業務の委託化の検討

担当課	子育て支援課	改善プログラム		
内 容	保育サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、保育業務の民間委託を検討する。	21年度	22年度	23年度
		-----	検 討	-----▶

No.16 ごみ収集業務の委託化の検討

担当課	環境課	改善プログラム		
内 容	平成 24 年度からのごみ処理広域化に伴い運搬距離が伸びることから、効率的な収集運搬体制の整備やコスト削減を図るため、収集業務の一部の民間委託を検討する。	21年度	22年度	23年度
		-----	検 討	-----▶

No.17 し尿処理業務の委託化の検討

担当課	環境課	改善プログラム		
内 容	し尿処理業務体制の効率化とコスト削減を図るため、処理業務の委託化を検討する。	21年度	22年度	23年度
		-----	検 討	-----▶

No.18 事務事業の外部委託化の推進

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	事務事業を点検し、外部委託化によりサービス向上や効率化が可能な業務について、業務委託を推進する。	21年度	22年度	23年度
		-----	検 討・随時実施	-----▶

3. 組織・定員の適正化

No.19 組織・機構の見直し

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	新たな行政課題等に的確に対応できる組織・機構の在り方について、研究をする。	21年度	22年度	23年度
		研究・随時実施 ----->		

No.20 定員適正化の推進

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	「第2次定員適正化計画（17年度～21年度）」に基づく定員適正化の取組を進めるとともに、新たな定員適正化計画を策定し、効率的な定員管理に努める。	21年度	22年度	23年度
		継続実施 ----->		

No.21 職員研修の充実

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、毎年度「職員研修計画」を定め、これに基づいた研修の実施により、職員一人ひとりの資質向上に努める。	21年度	22年度	23年度
		継続実施 ----->		

No.22 人事評価制度の導入

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	町人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成・能力開発を充実するため人事評価制度への取組みを進めるとともに、職員の処遇面への活用を検討する。	21年度	22年度	23年度
		試 行 ----->		

No.23 機能別消防団員制度の研究

担当課	消防防災課	改善プログラム		
内 容	消防団員確保のため、特定の役割を担う機能別消防団員 ^{※8} 制度を研究する。	21年度	22年度	23年度
			研 究	
		-----	-----	-----▶

※8 機能別消防団員：機能別消防団員とは、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員のことで、近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し消防団活動を補完する役割を期待されている。

No.24 消防組織広域化の検討

担当課	消防防災課	改善プログラム		
内 容	県の示す消防広域化推進計画に基づき、近隣自治体と消防組織の広域化について検討を進める。	21年度	22年度	23年度
			検 討	
		-----	-----	-----▶

4. 財政の健全化

No.25 経常的事務経費の削減

担当課	管財契約課、全課	改善プログラム		
内 容	こまめな消灯、公用車の適切な利用、冷暖房の適温管理、節水などを職員一人ひとりが心がけ、共通消耗品費、光熱水費、燃料費など経常的な事務経費削減に努める。	21年度	22年度	23年度
			継続実施	
		-----		-----▶

No.26 町税等収納率の向上

担当課	税務課、国保医療課、使用料等を取り扱う課	改善プログラム		
内 容	町税等の差し押さえの強化をはじめ、滞納整理の徹底や休日納税窓口の一層の推進など、町税・使用料等の収納率の向上に努める。	21年度	22年度	23年度
			継続実施	→

No.27 補助金等の見直し

担当課	行政推進課、補助金等交付を担当する課	改善プログラム		
内 容	負担金、補助金及び交付金について、行政評価制度を用いて見直す。	21年度	22年度	23年度
		見直し	見直し・一部実施	実施

No.28 有料広告掲載制度の推進

担当課	企画政策課	改善プログラム		
内 容	自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な媒体について検討し、可能なものから順次実施する。	21年度	22年度	23年度
		検討・随時実施		
		-----	-----	----->

No.29 公共用空地の有効活用

担当課	管財契約課、道路課	改善プログラム		
内 容	公共の用に利用しなくなった道路敷や水路敷等について、貸付や払下げを積極的に行い、財源の確保を図る。	21年度	22年度	23年度
		検討・随時実施		
		-----	-----	----->

No.30 使用料・手数料の見直し

担当課	企画政策課、使用料・手数料を取り扱う課	改善プログラム		
内 容	受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料を見直す。	21年度	22年度	23年度
		見直し	随時実施 ----->	

No.31 外部監査制度の研究

担当課	行政推進課、監査委員事務局	改善プログラム		
内 容	現行の監査委員による監査に加え、より専門的で独立した立場からの監査として外部監査制度について研究を進める。	21年度	22年度	23年度
		-----	研 究 -----	----->

No.32 報酬・給与の適正化

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	時代の要請や社会情勢の変化を踏まえ、非常勤特別職の報酬や職員給与の適正化に努める。	21年度	22年度	23年度
		-----	継続実施	----->

No.33 減免基準の見直し

担当課	企画政策課、行政推進課	改善プログラム		
内 容	受益者負担の適正化を図るため、公共施設の減免基準の見直しを行う。	21年度	22年度	23年度
		見直し	見直し・ 一部実施	実 施

5. 町民と協働のまちづくりの推進

No.34 町政への町民参加の推進

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	自治基本条例に基づき、積極的な情報公開・情報提供を進め、会議の傍聴、委員への参画、パブリックコメントなど、町政への住民参加を推進する。	21年度	22年度	23年度
		—	継続実施	→

No.35 行政サポーター制度の検討

担当課	総務課、行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	あらかじめ登録した町民ボランティアに、町が行う各種イベント・美化作業・防災活動等を依頼する行政サポーター制度を検討し、町民との協働を目指す。	21年度	22年度	23年度
		検 討	随時実施 -----	----->

No.36 NPO・ボランティア団体の育成

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	町民公益活動の推進を図るため、活動拠点としての町民活動サポートセンターを活用し、NPO・ボランティア団体の育成を図る。	21年度	22年度	23年度
		—	継続実施	→

No.37 違反屋外広告物除却協力員制度の推進

担当課	都市施設課、道路課	改善プログラム		
内 容	違法なはり紙・はり札・立て看板などを除却し、町内の良好な景観維持及び快適な住環境の確保を図るため、町と町民の協働により、同制度の推進に努める。	21年度	22年度	23年度
		—	継続実施	→



愛 川 町

問い合わせ： 愛川町総務部行政推進課行政管理班

電 話 046-285-6925 (直通)

FAX 046-286-5021

電子メール gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp